

建設工事施工管理基準・写真管理基準（案）の改定概要

【主な改定点】

建設工事施工管理基準

7. その他

(6) 3次元データによる出来形管理

- ・ 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の改定に伴う修正

出来形管理基準

第1編 共通編

第2章 土工

第3節 河川土工・砂防土工

2-3-2 掘削工、掘削工（面管理の場合）、掘削工（水中部）（面管理の場合）

2-3-3 盛土工、盛土工（面管理の場合）

第4節 道路土工

2-4-2 掘削工、掘削工（面管理の場合）

2-4-3 路体盛土工、路体盛土工（面管理の場合）

2-4-4 路床盛土工、路床盛土工（面管理の場合）

- ・ 測定基準について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の改定に伴う修正

2-3-4 盛土補強工（補強土（テールアルメ）壁工法）（多数アンカー式補強土工法）（ジオテキスタイルを用いた補強土工法）

2-3-5 法面整形（盛土部）

- ・ 測定基準について、「ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。」を追加

第3編 土木工事共通編

第1章 一般施工

第3節 共通的工種

1-3-4 矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）（鋼矢板）（軽量鋼矢板）（コンクリート矢板）（広幅鋼矢板）（可とう鋼矢板）

- ・ 測定基準について、「ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基

づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。」を追加

1-3-5 縁石工（縁石・アスカープ）

1-3-29 側溝工（プレキャストU型側溝）（L型側溝）（自由勾配側溝）（管渠）、暗渠工

- ・ 測定基準について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の改定に伴う修正

第4節 基礎工

1-4-3 基礎工（護岸）（現場打）、（護岸）（プレキャスト）

1-4-4 既製杭工（既製コンクリート杭）（鋼管杭）（H鋼杭）

- ・ 測定基準について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の改定に伴う修正
- ・ 測定基準について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。」を追加

1-4-4 既製杭工（既製コンクリート杭）（鋼管杭）（H鋼杭）

1-4-5 場所打杭工

- ・ 測定基準について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。」を追加

1-4-4 既製杭工（鋼管ソイルセメント杭）

- ・ 測定項目「偏心量」について、規格値に「 $D/4$ 以内かつ」を追加

第5節 石・ブロック積（張）工

1-5-3 コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）（コンクリートブロック張り）（連節ブロック張り）（天端保護ブロック）

1-5-4 緑化ブロック工

1-5-5 石積（張）工

- ・ 測定基準について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の改定に伴う修正

第6節 一般舗装工

1-6-6 橋面防水工（シート系床版防水層）

- ・ 測定項目「シートの重ね幅」について、規格値を新設

1-6-7 アスファルト舗装工（下層路盤工）、（上層路盤工・粒度調整路盤工）、（上層路

- 盤工・セメント（石灰）安定処理工）、（上層路盤工・加熱アスファルト安定処理工）、（基層工）、（表層工）
- 1-6-8 半たわみ性舗装工（下層路盤工）、（上層路盤工・粒度調整路盤工）、（上層路盤工・セメント（石灰）安定処理工）、（上層路盤工・加熱アスファルト安定処理工）、（基層工）、（表層工）
- 1-6-9 排水性舗装工（下層路盤工）、（上層路盤工・粒度調整路盤工）、（上層路盤工・セメント（石灰）安定処理工）、（上層路盤工・加熱アスファルト安定処理工）、（基層工）、（表層工）
- 1-6-10 透水性舗装工（路盤工）、（表層工）
- 1-6-12 コンクリート舗装工（上層路盤工・粒度調整路盤工）、（上層路盤工・セメント（石灰）安定処理工）、（アスファルト中間層）、（コンクリート舗装版工）、転圧コンクリート舗装工（下層路盤工）、（上層路盤工・粒度調整路盤工）、（上層路盤工・セメント（石灰）安定処理工）、（転圧コンクリート版工）
- 1-6-15 路面切削工
- 1-6-16 舗装打換工
- 1-6-17 オーバーレイ工
- ・ 測定基準について、「「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。」を追加
- 1-6-11 グースアスファルト舗装工（上層路盤工・加熱アスファルト安定処理工）、（基層工）、（表層工）
- 1-6-12 コンクリート舗装工（下層路盤工）
- ・ 測定基準について、「「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。」を追加
- 1-6-7 アスファルト舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）、（上層路盤工・粒度調整路盤工）（面管理の場合）、（上層路盤工・セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）、（上層路盤工・加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）、（基層工）（面管理の場合）、（表層工）（面管理の場合）
- 1-6-8 半たわみ性舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）、（上層路盤工・粒度調整路盤工）（面管理の場合）、（上層路盤工・セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）、（上層路盤工・加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）、（基層工）（面管理の場合）、（表層工）（面管理の場合）
- 1-6-9 排水性舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）、（上層路盤工・粒度調整路盤工）（面管理の場合）、（上層路盤工・セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）、（上層路盤工・加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）、（基層工）（面管理の場合）、（表層工）（面管理の場合）
- 1-6-10 透水性舗装工（路盤工）（面管理の場合）、（表層工）（面管理の場合）

- 1-6-11 グースアスファルト舗装工（上層路盤工・加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）、（基層工）（面管理の場合）、（表層工）（面管理の場合）
- 1-6-12 コンクリート舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）、（上層路盤工・粒度調整路盤工）（面管理の場合）、（上層路盤工・セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）、（アスファルト中間層）（面管理の場合）、（コンクリート舗装版工）（面管理の場合）、転圧コンクリート舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）、（上層路盤工・粒度調整路盤工）（面管理の場合）、（上層路盤工・セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）、（アスファルト中間層）（面管理の場合）、（転圧コンクリート版工）（面管理の場合）
- 1-6-15 路面切削工（面管理の場合）
- 1-6-17 オーバーレイ工（面管理の場合）
 - ・ 測定基準について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の改定に伴う修正

※工事規模の考え方

- ・ 小規模について、「表層及び基層のアスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満『のいずれかに該当するものをいう。』」を明記

第7節 地盤改良工

- 1-7-2 路床安定処理工
- 1-7-4 表層安定処理工（ICT施工の場合）
- 1-7-9 固結工（中間混合処理）

- ・ 測定基準について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の改定に伴う修正

第12節 工場製作工

- 1-12-1 鋳造費（金属支承工）
- 1-12-2 鋳造費（大型ゴム支承工）

- ・ 測定基準について、「詳細は道路橋支承便覧参照」を追記

第14節 法面工 共通

- 1-14-2 植生工（種子散布工）（張芝工）（筋芝工）（市松芝工）（植生シート工）（植生マット工）（植生筋工）（人工張芝工）（植生穴工）（植生基材吹付工）（客土吹付工）
- 1-14-3 吹付工（コンクリート）（モルタル）
- 1-14-4 法枠工（現場打法枠工）（現場吹付法枠工）

- ・ 測定基準について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の改定に伴う修正

第15節 擁壁工 共通

1-15-1 場所打擁壁工、コンクリート擁壁工

1-15-2 プレキャスト擁壁工

1-15-3 補強土壁工（補強土（テールアルメ）壁工法）（多数アンカー式補強土工法）（ジオテキスタイルを用いた補強土工法）

- ・ 測定基準について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。」を追加

第16節 浚渫工 共通

1-16-3 浚渫船運転工（バックホウ浚渫船）（面管理の場合）

- ・ 測定基準について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の改定に伴う修正

第4編 河川編

第1章 築堤護岸工

第7節 法覆護岸工

1-7-4 護岸付属物工

- ・ 測定基準について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の改定に伴う修正

第7編 道路編

第2章 舗装

第4節 舗装工

2-4 歩道路盤工、取合舗装路盤工、路肩舗装路盤工

歩道舗装工、取合舗装工、路肩舗装工、表層工

- ・ 測定基準について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。」を追加

第5節 排水構造物工

2-5-9 排水性舗装用路肩排水工

- ・ 測定基準について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の改定に伴う修正

第3章 橋梁下部

第6節 橋台工

3-6-8 橋台躯体工

- ・ 測定基準について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の改定に伴う修正
- ・ 測定基準について、「ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。」を追加
- ・ 測定項目「アンカーボルトの箱抜き」について、測定基準に「測定位置」を追加、測定箇所の略図も追加。

第7節 RC橋脚工

3-7-9 橋脚躯体工（張出式）（重力式）（半重力式）（ラーメン式）

- ・ 測定基準について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の改定に伴う修正
- ・ 測定基準について、「ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。」を追加
- ・ 測定項目「アンカーボルトの箱抜き」について、測定基準に「測定位置」を追加、測定箇所の略図も追加。

第6章 トンネル（NATM）

第5節 覆工

6-5-3 覆工コンクリート工

6-5-4 側壁コンクリート工

- ・ 測定基準について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の改定に伴う修正

第14章 道路維持

第3節 舗装工

14-3-5 切削オーバーレイ工

- ・ 測定基準について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。」を追加

14-3-5 切削オーバーレイ工（面管理の場合）

- ・ 測定基準について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の改定に伴う修正

第12編 土地改良編

12-26 共通工事、ほ場整備工事、舗装工事

- ・ 出来形管理基準について、「TS等光波方式出来形管理技術（断面管理）」、「TS等光波

方式出来形管理技術（面管理）」、「TS（ノンプリズム方式）出来形管理技術」、「UAV レーザー出来形管理技術」、「地上移動体搭載型 LS 出来形管理技術」、「RTK-GNSS 出来形管理技術（断面管理）」、「RTK-GNSS 出来形管理技術（面管理）」、「施工履歴データを用いた出来形管理技術」を新設

品質管理基準

1 セメント・コンクリート

施工後試験 必須

ひび割れ調査

- ・ 適用に「ひび割れ幅が 0.2mm 以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができる。」を追記

1-3 プレキャストコンクリート製品（その他）

材料 その他

骨材の密度及び吸水率試験

- ・ JIS 名称変更に伴い、試験方法の名称を修正

材料 その他

骨材の微粒分量試験

- ・ 改定漏れとなっていた規格値と試験時期・頻度について、コンクリート標準示方書に沿った記載に修正

材料 その他

コンクリート用混和材・化学混和剤

- ・ 試験時期・頻度について、ただし書きの「JIS A 6202(膨張材)は1回/月」を削除

2 ガス圧接

施工前試験 必須、施工後試験 必須

外観検査

- ・ 試験方法「目視」について、「折れ曲がり」を削除

3 基礎工

施工 必須

支持層の確認

- ・ 新規追加

3 場所杭工

施工 必須

孔底沈殿物の管理

- ・ 新規追加

3 既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式）

施工 必須

孔底処理

- ・ 新規追加

11 路床安定処理

12 表層安定処理工（表層混合処理）

18 河川土工

19 砂防土工

20 道路土工

施工 必須

現場密度の測定

- ・ 3種類の試験方法の表記法を誤植修正

37 中層混合処理

材料 必須

- ・ 試験項目「土の湿潤密度試験」について、JISの誤記を修正

38 鉄筋挿入工

施工 必須

- ・ 試験項目について、「引き抜き試験」を「引抜き試験（受入れ試験）」に修正

施工 その他

- ・ 試験項目について、「適合性試験」を「引抜き試験（適合性試験）」に修正

写真管理基準（案）

2. 撮影

2-4 写真の省略

- ・ 第3号に「臨場時の状況写真は不要」を追記

2-8 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

- ・ 国土交通省通知「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」の規定に合わせ、修正

出来形管理写真撮影箇所一覧表

第1編 共通編

1-1 掘削工、1-2 盛土工、1-6 掘削工、1-7 路体盛土工・路床盛土工

- ・ 撮影頻度について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の改定に伴う修正

第3編 土木工事共通編

3-48 下層路盤工、3-49 上層路盤工（粒度調整路盤工）、3-50 路盤工（透水性舗装工）、3-51 上層路盤工（セメント（石灰）安定処理路盤工）、3-52 セメント（石灰・瀝青）安定処理工、3-53 上層路盤工（加熱アスファルト安定処理工）、3-54 基層工、3-56 アスファルト中間層、3-57 コンクリート舗装工、3-58 転圧コンクリート版工、3-59 路面切削工、3-67 固結工、3-94 法枠工、3-97 場所打擁壁工

- ・ 撮影頻度について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の改定に伴う修正

第7編 道路編

7-19 橋台躯体工、7-20 橋脚躯体工（張出式）（重力式）（半重力式）、7-21 橋脚躯体工（ラーメン式）

- ・ 撮影頻度について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の改定に伴う修正

第12編 土地改良編

12-27 「共通工事 掘削」、「共通工事 盛土」、「共通工事 栗石基礎、碎石基礎、砂基礎、均しコンクリート」、「ほ場整備工事 基盤造成、表土整地」、「管水路工事 管体基礎工（砂基礎等）」、「舗装工事 路盤工」、「舗装工事 コンクリート舗装工・アスファルト舗装工」、「舗装工事 砂利舗装工」

- ・ 撮影頻度について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の改定に伴う修正

12-27 「共通工事 コンクリートブロック積み、コンクリートブロック張り、石積（張）工、コンクリート側溝工、コンクリート管渠工」

- ・ 新規追加

品質管理写真撮影箇所一覧表

1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）（施工後試験）

- ・ 撮影項目「ひび割れ調査」の撮影頻度〔時期〕について、「ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時の状況（全周）の提出によりひび割れ調査写真を代替することができる。」を追加

9 転圧コンクリート（施工）

- ・ 撮影項目「温度測定（コンクリート）」の撮影頻度〔時期〕について、「調査実施中」を「温度測定中」に修正